

## (設置)

第 1 条 大分県は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 14 の規定に基づき、構想区域（同法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想（同号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域医療構想の策定に関する協議
- (2) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (3) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (4) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条の規定に基づく都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- (5) その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

## (委員)

第 3 条 調整会議は、次に掲げる者のうちから大分県知事が委嘱する者を委員として組織する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
- (2) その他の医療関係者
- (3) 医療保険者
- (4) その他の関係者

## (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (議長及び副議長)

第 5 条 調整会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選によって定める。
- 3 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 副議長は、議長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その職務を代理する。

(設置期間)

第6条 調整会議の設置期間は、この要綱の施行の日から地域医療構想の達成までとする。

(会議)

第7条 調整会議は議長が招集する。

- 2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は委員の代理を認めることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 調整会議に、専門の事項を調査審議させるため、議長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 調整会議の庶務は、福祉保健部医療政策課及び大分県が設置する各保健所において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月25日から施行する。
- 2 地域医療構想が策定されるまでの間、第1条に規定する「構想区域」を「二次医療圏」と読み替える。

平成27年度 大分県南部地域医療構想調整会議 委員名簿

委員(18名)

氏 名	所 属 ・ 役 職 名	備 考
小 寺 隆	佐伯市医師会 会長	
戸 高 勝 之	佐伯市歯科医師会 会長	
脇 田 佳 幸	佐伯市薬剤師会 会長	
島 村 康 一 郎	佐伯市医師会 副会長	
北 谷 玲 子	大分県看護協会 佐伯地区理事	
亀 川 隆 久	独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター 院長	
後 藤 陽 一 郎	長門記念病院 院長	
西 田 尚 史	西田病院 院長	
小 寺 隆 元	佐伯中央病院 副院長	
吉 川 健 一 郎	渡町台外科病院 院長	
曾 根 勝	曾根病院 院長	
御 手 洗 義 信	御手洗病院 院長	
廣 瀬 就 信	佐伯保養院 院長	
石 丸 航 也	全国健康保険協会大分支部 企画総務部保健グループリーダー	医療保険者 代表
飛 高 彌 一 郎	佐伯市 福祉保健部長	
平 山 和 也	佐伯市地域包括支援センター長	
加 藤 新 吾	佐伯市 消防本部 消防長	
前 田 泰 久	大分県 南部保健所長	

※敬称略